

新たな給付型奨学金の創設等について

子どもの貧困が全国的に課題となっている中、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることが求められています。

こうした中、本市では、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象とした新たな給付型奨学金制度を創設し、関係する条例議案を平成29年12月定例会議に提出します。

1 新たな給付型奨学金制度の概要(担当 学務課)

(1) 対象要件

- ア 本市に居住していること。
- イ 経済的な理由により修学が困難であること。
(市民税所得割額非課税世帯の生徒(生活保護世帯は対象外))
- ウ 学業を続けようとする意欲のある者であること。
(成績要件は設けない。)
1学年当たり300人程度を想定
(平成30年4月に高等学校等に入学する生徒から制度を適用)

(2) 奨学金の種類と額

- ア 修学資金
高等学校等の修学期間における教育費を支援するもの
給付金額 年額100,000円
- イ 入学支度金
高等学校等に入学する際の準備を支援するもの
給付金額 20,000円
平成32年度以降の事業費は、総額約1億円
(3学年で1,000人程度を想定)

(3) 奨学生の相談支援体制

青少年相談センターが奨学金を受給する高校生等の相談・支援に対応します。

【現在の本市における奨学金制度】

本市には、次の2種類の奨学金があります。貸与型の相模原市奨学金は、これより高い月額で、返還の免除制度がある神奈川県奨学金があることなどから、利用者が減少しています。また、学術優秀な生徒を対象とした給付型の相模原市岩本育英奨学金は、毎年5人を募集している状況です。

- ア 相模原市奨学金(貸与型)
月額 9,900円
- イ 相模原市岩本育英奨学金(給付型)
月額 12,000円
アの貸与型奨学金は、今回の給付型奨学金の創設により、廃止します。

2 相模原市子ども・若者未来基金の設置(担当 こども・若者政策課)

子育て支援や若者の自立支援を長期的・安定的に進めていくため、本市へ遺贈された寄附金(約194,000千円)及び現在の相模原市奨学基金残高(約34,000千円)を財源として、相模原市子ども・若者未来基金を新たに設置し、その一部を新たな給付型奨学金の給付に充てる予定です。なお、当該基金の設置に係る議案についても、平成29年12月定例会議に提出します。

本市への遺贈は、寄附金のほか、土地(1,377㎡)もあり、当該土地の売却代金も基金に積み立てる予定です。

3 スケジュール

平成29年11月 12月定例会議に奨学金及び基金に係る条例案並びに補正予算案を提出

平成30年 1月 新たな奨学金制度の周知及び奨学生の募集開始
4月 平成30年度奨学生の決定
5月 奨学金(入学支度金)の給付
8月 奨学金(修学資金)第1回目の給付(年間3回を予定)

問い合わせ先

学務課(新たな給付型奨学金制度)

直通電話 042-769-8282(対応責任者 八木)

こども・若者政策課(子ども・若者未来基金)

直通電話 042-769-8315(対応責任者 榎本)